

相模原市農業委員会第37回会議議事録

開会日時 令和4年3月30日 午後1時36分

閉会日時 令和4年3月30日 午後3時42分

開催場所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出席委員 (○印)

①	西山 和秀	8	欠 員	⑮	榎田 和子
2	八木 拓美	⑨	市川 忠孝	⑯	藤村 達人
③	關山 富雄	⑩	小林 康史	⑰	高橋 三行
4	欠 員	⑪	齋藤 憲一	⑱	天野 明
⑤	江藤 昭利	⑫	菱山 喜章	⑲	加藤 正博
⑥	阿部 健	⑬	八木 健一		
7	渋谷 利雄	⑭	金井 睦		

出席委員 15名

欠席委員 2名 (2番八木拓美委員、7番渋谷利雄委員)

傍聴人 0名

事務局 齊藤ますみ 高野弘明 伊藤和彦 松浦毅 濱端雄高 渡邊健司

議事録署名人 議長

議席10番

議席 6番

会議に付した事件

日程	番号	件名
1		会務報告
2		第5回農地あっせん委員会報告
3		農地利用最適化推進委員選考委員会報告
4		農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告
5		農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告
6	議案第85号	農地法第3条の規定による許可申請について
7	議案第86号	農地法第4条の規定による許可申請について
8	議案第87号	農地法第5条の規定による許可申請について
9	議案第88号	農用地利用集積計画の決定について
10	議案第89号	相模原市農地利用最適化推進委員の委嘱について
11	議案第90号	令和5年度農業税制改正要望事項について
12	議案第91号	事務局職員の任免について
13	報告第82号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
14	報告第83号	農地所有適格法人の報告について
15	報告第84号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
16	報告第85号	非農地証明書の発行について
17	報告第86号	地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
18	報告第87号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
19	報告第88号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（八木会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第37回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は15名で、定足数に達しております。

本日、2番八木拓美委員、7番渋谷利雄委員より欠席の旨通告がありましたので御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、6番阿部健委員、10番小林康史委員を御指名いたします。

日程1 会務報告

議長（八木会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

高野次長に報告いたさせます。

事務局（高野次長）

それでは、私から会務報告をさせていただきます。令和4年2月28日から令和4年3月29日までの主な会務につきまして報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

3月16日、産業貿易センター地階B102会議室におきまして、農業会議常設審議委員会が開催されまして、八木会長が出席されております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは報告7件となっております。

続きまして、市関係でございます。

2月28日、市役所第1別館1階第2会議室ほかにおきまして、農業委員会第36回総会を行いまして、農業委員15名が出席されております。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

続きまして、3月2日、市役所本館2階第1委員会室におきまして、予算特別委員会環境経済分科会が開催されまして、斉藤事務局長、私、高野が出席しております。内容につきましては、令和4年度相模原市一般会計歳入歳出予算についてでございます。

続きまして、3月10日に通知をさせていただきます。第5回農地あっせん委員会を書面にて行いました。内容は令和3年度農地利用意向調査の実施状況及び回答状況についてほかでございます。

続きまして、3月15日、市役所職員会館4階会議室1におきまして、農地利用最適化推進委員選考委員会を行いまして、農業委員5名が出席されております。内容につきましては、農地利用最適化推進委員として委嘱すべき者の選考でございます。

続きまして、3月17日、市役所第2別館第3委員会室におきまして、農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会を行いまして、農地利用最適化推進委員8名、農業委員7名が出席されております。内容につきましては、令和3年度農地利用意向調査の実施状況及び回答状況についてほかでございます。

続きまして、3月22日、市役所職員会館4階会議室1におきまして役員会を行いまして、八木会長、阿部副会長が出席されております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

続きまして、3月25日、津久井中央公民館3階研修室A、Bにおきまして、農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会を行いまして、農地利用最適化推進委員10名、農業委員7名が出席されております。内容につきましては、令和3年度農地利用意向調査の実施状況及び回答状況についてほかでございます。

以上でございます。

議長（八木会長）

ただいまの会務報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程2 第5回農地あっせん委員会報告

議長（八木会長）

続いて、日程2「第5回農地あっせん委員会報告」をいたします。

關山委員長から報告をお願いいたします。

委員長（關山委員）

3月10日に書面にて開催されました第5回農地あっせん委員会の結果を報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧ください。

令和3年度農地利用意向調査の回答状況について説明いたします。今年度対象の39件、53筆について調査を依頼したところ、14件、15筆について回答がありました。回答のうち、貸付け希望につきましては、中間管理事業への貸付け4件、農業委員会、農政課のあっせんが8件となっております。

2としまして、新規就農者の推移について説明いたします。令和3年度は本庁管内で1名が新規就農者の認定を受けました。既に麻溝台地区と上溝地区で農地の利用権設定をしており、営農を開始しています。また、平成22年度から令和3年度までの新規就農者の認定の合計は105名となりました。

以上で第5回農地あっせん委員会の報告を終わります。

議長（八木会長）

ありがとうございました。報告が終わりました。ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

16番（藤村委員）

この間の推進委員連絡会で聞いたのと同じ質問ですけど、津久井管内で回答がない状況で、この間からもう半月経っているんで、年度末ですけど、集計は終わっていないとしても、どんな状況なのか。

事務局（濱端総括副主幹）

その後の状況ですけれども、津久井地区管内の農地所有者の方からの回答はありません。この間もお話ししましたが、4月以降に農業委員と推進委員とも情報を共有し、事務局とともに調整をして、回答いただくように、これから働きかけていきたいと思っております。

以上です。

議長（八木会長）

よろしいですか。

ほかにございますか。

ないようですので、以上で第5回農地あっせん委員会報告を終わります。

日程3 農地利用最適化推進委員選考委員会報告

議長（八木会長）

続いて、日程3「農地利用最適化推進委員選考委員会報告」をいたします。

阿部副会長から報告をお願いいたします。

委員長（阿部副会長）

3月15日に行われました相模原市農地利用最適化推進委員選考委員会の結果を報告いたします。配付されております報告資料を御覧いただきたいと思います。

4の議題についてですが、農地利用最適化推進委員として委嘱すべき者の選考方法について、事務局より説明がありました。

次に、農地利用最適化推進委員として委嘱すべき者の選考でございますが、同委員として委嘱すべき者について、区域ごとに5つの審査項目、内容に基づいて審査いたしました。1つ目が経歴及び農業経営の状況、2つ目が推薦又は応募の理由、3つ目が責任感、意欲、4つ目が理解度、5つ目が調整力、協調性について審査し、20名を選考いたしました。なお、この選考結果を基に、本日、後ほど総会の中で議案として農地利用最適化推進委員を委嘱する者の提案を行います。

以上でございます。

議長（八木会長）

ありがとうございました。報告が終わりました。ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、以上で農地利用最適化推進委員選考委員会報告を終わります。

日程4 農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告

議長（八木会長）

続いて、日程4「農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告」をいたします。

阿部副会長から報告をお願いします。

部会長（阿部副会長）

3月17日に行われました相模原市農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会の結果を報告いたします。配付されております報告資料を御覧いただきたいと思います。

主な意見などについての報告となります。

議題1について、農業委員から、今回、調査で回答がなかった農地の所有者に対して、引き続き働きかけをしてほしい旨の意見がございました。

また、議題6について、推進委員から、市街化区域では相続等により農地の宅地化が進んでおり、農業振興地域や調整区域では担い手の高齢化に伴い、農業、農作業をする人がいなくなり農地が荒れてしまうような状況がある、こんな意見がございました。また、ここ最近ではコロナ禍にあつて、各委員間の連携が取りづらかったというお話があったところでございます。

以上でございます。

議長（八木会長）

ありがとうございました。報告が終わりました。ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、以上で農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告を終わります。

日程5 農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告

議長（八木会長）

続いて、日程5「農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告」をいたします。

阿部副会長から報告をお願いいたします。

部会長（阿部副会長）

3月25日に行われました相模原市農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会の結果を報告いたします。配付されております資料を御覧いただきたいと思います。

主な意見などについての報告となりますが、議題6について、推進委員から、利用状況調査において、農地の境界が分かりづらく苦労したことや、判定基準のうち、CとDの判断などが分かりづらいのももう少し分かりやすくしてほしいという話がありました。また、先ほどの本庁地区部会と同じですが、ここ3年ほどの中で、特にコロナ禍で委員同士の連絡調整、連携が取りづらかった、このような話があったところでございました。

以上、農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会の結果報告でございます。

議長（八木会長）

ありがとうございました。報告が終わりました。ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、以上で農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告を終わります。

日程6 議案第85号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程6議案第85号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第85号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-28及び3-1023から3-1024は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和4年3月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-28は、南区相模台と座間市に住む譲渡人が共有する農地を、農地所有適格法人の株式会社グリーンピア相模原が経営規模拡大のために所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、磯部の畑、3筆、合計645㎡です。今後の作付は露地野菜を予定しています。全部効率利用要件については、経営農地49筆、36,855.89㎡で全て適切に管理され、下限面積要件2,000㎡以上を満たしています。法人要件につきましては、農地所有適格法人の要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断しました。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは、津久井事務所管内の2件について説明いたします。引き続き、2ページから3ページを御覧ください。

收受番号3-1023は、緑区青山に住む譲受人が、横浜市神奈川区に住む譲渡人の所有する農地を姉弟間の財産整理のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。申請地は、青山の畑、1筆、720㎡です。今後の作付は大根、ホウレンソウ等の露地野菜を予定しています。審査基準につきましては現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地は20筆、4,302㎡で、適切に管理されており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が200日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、收受番号3-1024は、緑区根小屋に住む譲受人が、東京都世田谷区に住む譲渡人の所有する農地を経営規模拡大により所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。

ださい。申請地は、長竹の畑、1筆、1,153㎡です。今後の作付はホウレンソウ、コマツナ等、露地野菜の栽培を予定しています。審査基準につきましては現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地は10筆、5,034㎡で、適切に管理されており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日、妻が110日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号3-28については、南区担当委員、西山和秀委員にお願いいたします。

1番（西山委員）

3月29日に現地調査へ行ってきました。ここはグリーンピアから近いところで譲受人のテリトリーの中にあリまして、私が行ったときも既にきれいに耕うんされていまして、境界が非常に分かりにくくなっていました。全体として、この画面の左側もきれいに耕うんされていまして、すぐ耕作できるような状態になっておりました。また、上側の道路は大変狭いんですが、狭いためか、ちょっと内側に入ったところで耕作、耕うんされていまして、もう少し道路際まできれいに耕うんしていただけたらいいのかなと思いましたが、十分きれいで手の入っているところですので、何ら問題はないと思います。よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（八木会長）

ありがとうございました。続きまして、収受番号3-1023については、津久井地区担当、榎田和子委員にお願いいたします。

15番（榎田委員）

3月24日、中島推進委員と現地を確認してまいりました。ここは相模湖へ向かう国道から一段高い山のほうにありまして、この写真で分かりますように、動物除けで囲いをしてながら農業をやっています。確認しましたところ、農地として非常に適正に管理されていますので、今後も農地として維持、管理ができれば申し分ないと思います。よろしく御審議ください。

議長（八木会長）

ありがとうございました。続きまして、収受番号3-1024については、津久井地区担当、市川忠孝委員にお願いいたします。

9番（市川委員）

3月24日に菊地原推進委員と現地を見てまいりました。見ていただいて分かるように、左側のところは住宅地がずっと上から下まで続いていまして、ここはネギとか大根、また、マルチのトンネルが張ってあって、よく管理されているところとお見受けしました。今度、譲受人になる方はここから車で5分ぐらいのところに住んでいて、熱心に農業をやられている方なので大丈夫だと思います。このまま耕作していただければ問題な

いのではないかと思います。よろしく御審議ください。

議長（八木会長）

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第85号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程6議案第85号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第86号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程7議案第86号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、4ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第86号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-9及び4-1008は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和4年3月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、5ページを御覧ください。

收受番号4-9は、申請人が所有する大野台3丁目の農地、1筆、289㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、運送業者からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口側を除き、ブロック積み2段で土留めをし、越境防止策として、単管パイプ横2段を設置する計画です。雨水については砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立緑が丘中学校の南東約300mです。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは、津久井事務所管内の1件について説明いたします。引き続き5ページを御覧ください。

收受番号4-1008は、申請人が所有する緑区日連の農地、1筆、117㎡を貸家住宅の敷地として拡張するための転用申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、貸家住宅の敷地が手狭であり、敷地拡張するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣接地への土留め策として、既存コンクリートブロック及びRC擁壁高さ1.5mを活用し、雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地は日連診療所の北約45mです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号4-9については、南区担当、關山富雄委員、お願いいたします。

3番（關山委員）

3月25日に現地を見てきたんですけれども、ここは周りが山林で、農地は耕作されているということで、見に行ったときは植え付けとか、そういうものはなかったんですけれども、きれいに管理されていまして、隣地の影響で、農地として使用するの、日

影になってしまって、駐車場に貸してほしいということになると、やむを得ないのかなという感じを受けました。特に問題はないと感じました。御審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

ありがとうございました。続いて、收受番号4-1008については、藤野地区担当、天野明委員、お願いいたします。

18番（天野委員）

今月の26日、加藤委員と現地確認に参りました。事務局が説明したとおり、この地域は家が大分立ち並んでいるところですので、許可相当と認めます。よろしく願いします。

以上です。

議長（八木会長）

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

それでは、ないようですので採決をさせていただきます。

議案第86号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程7議案第86号については、原案のとおり決定いたしました。

日程8 議案第87号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程8議案第87号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、6ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第87号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-26から5-29及び5-1059から5-1068は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。なお、5-1064から5-1066については、同法第5条第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、あらかじめ神奈川県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴くものとする。令和4年3月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、7ページを御覧ください。

收受番号5-26は、譲受人の八咲生農園株式会社が、譲渡人が所有する上溝の農地、2筆、435㎡の所有権移転を受け、農業用施設として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在、農地所有適格法人としてワイン用のブドウを生産しており、自社ワイン製造のため、ワイナリーを建設するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、ブロック2段積み及びフェンス、万能鋼板高さ1m20cmを設置する計画です。雨水については、雨水浸透ますを設置するほか、砂利敷きによる敷地内浸透とし、汚水については、公共下水道に接続する計画です。申請地はふじ第二保育園の南西約20mです。

続きまして、收受番号5-27は、借受人の東栄倉庫株式会社が、貸出人が所有する田名塩田3丁目の農地、1筆、2,430㎡に賃借権を設定し、駐車場及び車両置場として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、現在、不動産業を営んでおり、近隣のフォークリフト販売業者からの要望を受け、新たに駐車場及び車両置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口側を除き、ブロック2段積み及びフェンス高さ1m80cm及び万能鋼板高さ3mで土留めをする計画です。雨水については、敷地周辺を碎石敷きにするほか、側溝及び雨水浸透ますによる敷地内浸透とする計画です。申請地は塩田八景公園の北西約220mです。

続きまして、收受番号5-28は、貸出人が所有する上溝の農地、1筆、134㎡に使用貸借権を設定し、借受人の自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第1種農地です。申請理由といたしましては、現在、貸家に住んでいる息子夫婦と同居するため、申請地に住居を建て直すための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、ブロック積み2段及びフェンスを設置し

て土留めをする計画です。雨水については、雨水浸透ますを設置する計画です。汚水については、公共下水道に接続します。申請地は市立夢の丘小学校の北西約150mです。

続きまして、収受番号5-29は、譲受人の有限会社ベアーズ・ホームが、譲渡人が所有する当麻の農地、3筆、373.95㎡の所有権移転を受け、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は9ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、現在、建設業を営んでおり、事業拡大及び賃借している資材置場及び駐車場の返却が必要となったため、新たに資材置場及び駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、万能鋼板高さ2m、矢板高さ15cmでトラロープを設置する計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は薊ヶ谷公園の北西約350mです。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは、津久井事務所管内の10件について説明いたします。引き続き、9ページから16ページを御覧ください。

収受番号5-1059は、譲受人である有限会社キタジマハウジングが、譲渡人の所有する緑区鳥屋の農地、1筆、761㎡の所有権移転を受け、特定建築条件付売買予定とするための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、不動産業を営んでおり、特定建築条件付売買予定地とするものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、既存のコンクリートブロック1段を使用するとともに、コンクリートブロック1段及び土留め鋼板高さ80cmを設置し、雨水については、浸透トレンチを設置する計画です。申請地は鳥屋中学校の北西約580mです。

続きまして、収受番号5-1060は、譲受人である有限会社神津土地が、譲渡人の所有する緑区青野原の農地、1筆、1,441㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は11ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、不動産業を営んでおり、新たに貸し資材置場を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、土留め鋼板高さ43.5cmを設置し、雨水については、浸透トレンチを設置する計画です。申請地は青野原保育園の北東約2,240mです。

続きまして、収受番号5-1061は、譲受人が譲渡人の所有する緑区牧野の農地、1筆、380㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、現在、借家に居住しており、新たに自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、コンクリートブロック1から3段を設置し、雨水については浸透トレンチを設け、汚水については合併浄化槽を設置して処理する計画です。申請地は藤野南小学校の南約90mです。

続きまして、収受番号5-1062は、借受人である東京電力パワーグリッド株式会

社が、貸出人の所有する緑区小倉の農地、3筆、1,305㎡に賃借権を設定し、表土仮置場として一時転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は13ページを御覧ください。案内図中、下側が申請地となっております。農地区分は農用地区域内農地です。申請理由は、リニア中央新幹線電力供給に伴う鉄塔建設工事用地の表土を仮置きするために一時転用するもので、一時転用の期間は、令和6年3月31日までです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、土留め板高さ30cmを設置し、雨水については、敷地内浸透とする計画です。申請地は圏央道相模原インターチェンジの南東約290mです。

続きまして、収受番号5-1063は、借受人である東京電力パワーグリッド株式会社が、貸出人の所有する緑区小倉の農地、4筆、1,685㎡に賃借権を設定し、仮設工事用地として一時転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は13ページを御覧ください。13ページの案内図中、上側が申請地です。農地区分は農用地区域内農地です。申請理由は、リニア中央新幹線電力供給に伴う鉄塔建設に係る工事用地として一時転用するもので、一時転用の期間は、令和6年3月31日までです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、土留め板約30cmを設置するとともに、汚水については、くみ取式仮設トイレを設置して処理し、雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地は圏央道相模原インターチェンジの南東約220mです。

続きまして、収受番号5-1064は、借受人である東京電力パワーグリッド株式会社が、貸出人の所有する緑区长竹の農地、6筆、5,551㎡のうち4,321㎡に賃借権を設定し、仮設工事用地として一時転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は14ページを御覧ください。農地区分は農用地区域内農地です。申請理由は、リニア中央新幹線電力供給に伴う鉄塔建設に係る工事用地として一時転用するもので、一時転用の期間は、令和6年3月31日までです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、土留め板約30cmを設置するとともに、汚水については、くみ取式仮設トイレを設置して処理し、雨水については、敷地内浸透とする計画です。申請地は市立串川中学校の南東約1,000mです。

続きまして、収受番号5-1065は、借受人である東京電力パワーグリッド株式会社が、貸出人の所有する緑区长竹の農地、6筆、3,818㎡のうち3,513㎡に賃借権を設定し、仮設工事用地として一時転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は15ページを御覧ください。農地区分は農用地区域内農地です。申請理由は、リニア中央新幹線電力供給に伴う鉄塔建設に係る工事用地として一時転用するもので、一時転用の期間は、令和6年1月31日までです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として土留め板高さ約30cmを設置するとともに、汚水については、くみ取式仮設トイレを設置して処理し、雨水については、敷地内浸透とする計画です。申請地は市立串川中学校の南東約1,450mです。

続きまして、収受番号5-1066は、借受人である東京電力パワーグリッド株式会社が、貸出人の所有する緑区长竹の農地、6筆、5,166㎡に賃借権を設定し、表土仮置場として一時転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御

覧ください。案内図は16ページを御覧ください。農地区分は農用地区域内農地です。申請理由は、リニア中央新幹線電力供給に伴う鉄塔建設工事用地の表土を仮置きするために一時転用するもので、一時転用の期間は、令和6年3月31日までです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として土留め板高さ30cmを設置し、雨水については、敷地内浸透とする計画です。申請地は市立串川小学校の南西約1,490mです。

続きまして、收受番号5-1067は、譲受人であるイーゲート株式会社が、譲渡人の所有する緑区名倉の農地、2筆、1,315㎡の所有権移転を受け、新たに太陽光発電設備を設置、売電するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は17ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、太陽光発電事業を営んでおり、新たに太陽光発電設備を設置し、売電するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、波板土留め高さ50cmを設置し、雨水については、敷地内浸透とする計画です。申請地は藤野総合事務所の西約1,690mです。

続きまして、收受番号5-1068は、譲受人が譲渡人の所有する緑区牧野の農地、3筆、977㎡の所有権移転を受け、工房を建築するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は18ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、現在、木工職人をしており、事業拡大に伴い、手狭となった現在の作業場を返却し、新たに作業場兼ショールームを建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土留め策として、矢板土留め高さ20cmを設置し、雨水については、敷地内浸透とする計画です。申請地は市立青和学園の北西約1,540mです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5-26及び5-28については、中央区担当、小林康史委員、お願いいたします。

10番（小林委員）

まず、收受番号5-26については、3月27日に現地を確認してまいりました。八咲生農園さんは、ワイン用のブドウを作っておられ、私も何か所か見かけたことがあるんですけど、非常に熱心にやっている農業法人さんです。ワインの醸造所を建設するというので、非常にいい転用ではないかなと個人的には思いました。現地ですけれども、南側に上溝南高校、東側に保育園がある一画で、住宅と倉庫が混ざっているようなところであります。先ほど事務局の説明だと、ブロック2段積みの上が万能鋼板とおっしゃったと思うんですけども、1m20cmのメッシュフェンスを周りにやるという計画が載っていて、メッシュフェンスということで伺っています。特に問題ないかと思えます。

続きまして、5-28も同じ日に現地を確認してまいりました。借家に住んでいる子と同居するために家を建て直すという計画で、第1種農地ですけれども、特に問題はないかと思えます。

以上です。

事務局（伊藤担当課長）

ただいま小林委員の御説明の中で御指摘がありました周囲の土留め策ですが、私、万能鋼板と申し上げましたが、誤りでございまして、コンクリートブロック2段積み、約15cmで、その上に1m20cmほどのメッシュフェンスで囲うものとなっております。申し訳ございませんでした。訂正しておわび申し上げます。

議長（八木会長）

ありがとうございました。それでは引き続きまして、收受番号5-27について、中央区担当、金井睦委員、お願いいたします。

14番（金井委員）

3月26日に現地を調査してきました。場所は県道沿いにある広くよく整備された土地でした。片側は道路、片側は機材を置いてあるような会社があります。今回は近くにあるフォークリフトの販売等々をしている会社のフォークリフトが満杯だということで、こちらに新しくフォークリフトを置きたいという申し入れで伺っております。かなり広くきれいな土地ですが、近隣の状況から致し方ないと思います。隣接するところが金属の加工会社とか工場等なので、特に問題はないかと思えます。よろしく御審議お願いします。

議長（八木会長）

ありがとうございました。引き続きまして、收受番号5-29について、南区担当、關山富雄委員、お願いいたします。

3番（關山委員）

3月25日の午後、現地を見てきたんですけれども、不耕作と書いてあるんですが、農地としてはきれいになっていまして、駐車場と資材置場ということで、少し気になったのは、ちょうど真ん中に赤道があるんですね。現在は通しで耕作されて1枚のように見受けられまして、所有権移転ですので、借りた人がきちんとされると思うんですけれども、何か置かれたり、道路を使用してしまわないようにと事務局には連絡してありまして、その辺は釘を刺してありますので、特にその辺の問題はないのではないかなと思います。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

ありがとうございました。続きまして、收受番号5-1059について、津久井地区担当、榎田和子委員、お願いいたします。

15番（榎田委員）

3月24日、中島推進委員と現地を確認してまいりました。ここは以前、この斜線で書いてある北側のところを承認していただいて、現在、家が建設中です。その南側のところが道路に面しておりますが、この周辺一帯は十数年前にはほとんど家がなく、農地ばかりでしたけれど、この道路の南側のところで少しずつ家が建ち始めましたら、ずっと家が増えていったような状況で、この斜線の部分は道よりもかなり下になっております。農地としても少し使いづらかったなというような感じもしました。譲渡人は母親と息子ですが、母親は農業ができる状態ではなく、息子も遠く離れていて管理ができないということで譲ることになったようです。特に問題はないと思えますので、よろしく御審議ください。

議長（八木会長）

ありがとうございました。続きまして、收受番号5-1060について、津久井地区担当の八木拓美委員にお願いするところですが、本日、欠席しております。八木拓美委員より、3月27日に現地確認したところ、特に問題はなかったとの報告を受けております。

続きまして、收受番号5-1061、5-1067及び5-1068について、藤野地区担当、加藤委員、お願いいたします。

19番（加藤委員）

5-1061の案内図を見てもらうと分かるんですけど、上から下まで斜めになっているところで、南側の道路と北側の道路との間が広くない場所なので、ここへ家ができるのかなと思いました。あとはこの草だけで問題はないと思います。よろしくお願ひします。

5-1067、天野委員と一緒に見てきました。正方形ではなくて斜めになっていて、以前はシノが密集していて、それを刈ったような跡がありました。ソーラーをやるのにコンクリートを打つのか、そのまま置いておくのか、シノと石を片づけなければできないような状態だったんですけど、それは業者が設置するときにとやると思ひますので、別に問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

5-1068、場所がちょっと分かりづらかったところですけど、問題はないと思ひます。航空写真の右側の緑色のところが竹やぶで、赤線の中まで、右上の白い小屋から下まではイノシシがタケノコを掘りに来ていて、そのうち境界線がなくなるかもしれせん。別に問題はないと思ひますので、よろしくお願ひします。

議長（八木会長）

ありがとうございました。続きまして、收受番号5-1062及び5-1063については、城山地区担当、齋藤憲一委員、お願いいたします。

11番（齋藤委員）

まず、5-1062ですが、この写真だと非常に分かりにくいんですけど、真正面が北、右側が東、左側が西側、手前が南というような条件ですけど、左側からポールがあるほうに向かって、ずっと道路が通っているんですね。一番問題なのはこの右側、写真にあまり出ていないんですけど、案内図では13ページにしっかりと出ているんですが、これの大きさより右側が大きい、約倍強あるんですけど、そこが非常にきれいな畑で、既にマルチが敷かれて耕作もされている。この一帯は約10ヘクタールぐらいある、小倉の大保戸という場所は農振農用地区の非常にいい高台の畑が一帯に広がっている場所です。この右、東側のところが非常にきれいに耕作されております。リニアの関係で鉄塔の建設工事用地の土を置くということで、申請書等では80cmの高さに土を置くということですね。ガードフェンスは高さ1.8mだとか、いろいろと出ているんですけど、一番問題なのは、この右側の場所の農地の耕作しているところに、ほぼ面一ぐらいの状況に80cmの高さで、大雨のときに土砂が右側に入らないように、そこだけが一番心配だなと見受けられます。左側は一段、西側のところは道路がずっと通っているんですけど、そこは下に崩れても道路に崩れるんだから、この道路は砂利ですけど、ですからその点だけ注意して、向こう2年間の期間ですから、その間に台風等で大雨がなければ、敷地内浸透は結構気をつけないと危ないですから、掘って池みたいのをつくってや

る状況ではありませんので、リニアの関係で大丈夫だろうということではなくて、事務局からも一言、しっかりとそこだけは注意してくださいと指導したらよろしいかなと思います。

それから、5-1063ですけど、13ページの案内図にあるように、5-1062のちょっと先の道、この右側のグレーになっているのが砂利道ですけど、さっきのところからずっと道が入っているんですが、ここはどちらかということ、建設のプレハブをつくったり、そのような申請になっていますので、土を上を盛ったりということではありませんので、あんまり心配ないかなという感じがします。一番向こうの真正面が北側なんですけど、鳥獣の対策等も含めて、フェンスがずっと張ってあるんですね、1mぐらいのフェンスをずっと右側から左側に張っていますので、問題は、この農地の道路沿いの右の奥は、そこには水が入らないように土のうがずっと積まれているんですね。入口は写真の土の部分に設計されていますので、恐らくそういった点は、土をここに置くわけではないので大丈夫ではないかなと。左側は西側ですけど、現在、耕作していない状況で、野原みたいな感じの休耕地というか、そんな状況で、きれいにはなっていますが、そんな形で、特に5-1063は問題ないかなと思います。5-1062については、さっき言ったように、右側の耕作している人に迷惑がかからないように、一言、御指導をお願いしたいと思います。

以上です。御審議のほど、お願いします。

議長（八木会長）

ありがとうございました。それでは続きまして、収受番号5-1064から5-1066について、津久井地区担当、市川忠孝委員、お願いいたします。

9番（市川委員）

3月24日に菊地原推進委員と現地を確認してまいりました。5-1064、ここは通称長竹地区の農免道路の上側に当たるところで、地元の酪農家とか、野菜を作っている農家の方が一生懸命耕作する農振地域であります。毎年、イノシシの被害で、酪農家がトウモロコシを作っても、ほぼ2反歩ぐらい全滅ということがしばしばあるようなところでございますけれども、リニアの電力供給ということで鉄塔建設の工事用地として一時転用するというので、やむを得ないかなと思います。

次に、5-1065、ここも今説明しました農免道路の延長線上にありまして、この畑は大部分が、毎年、10年以上、津久井在来大豆を作っている、ほとんど地元の農家の方が大豆を生産しているところで、ここも農振農用地で優良農地です。今回の鉄塔建設で一時転用ということで、やむを得ないのかなと思います。

次に、収受番号5-1066ですが、以前、ここはダム建設のときに、ほとんどこの面積と同じところが一時転用で資材置場となって、ヘリの発着所になったようなところでございます。ここは国道412号から入ります宮ヶ瀬ダムに通ずる北岸道路の入口に当たるトンネルの手前のところでございます。ここも津久井在来大豆を地元の農家の人が毎年、生産しています。非常に鳥獣被害の大きいところですが、農振農用地でいい農地ですが、2年間の一時転用ということで、やむを得ないかなと思います。齋藤委員が言ったように、ここも鉄塔建設に関わる表土を置くところと聞いています。この畑は周りを道路に囲まれていて、ほかと隣接しているところが少ないもので、被害が出るようなことはないと思います。よろしく御審議ください。

以上です。

議長（八木会長）

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

16番（藤村委員）

ちょっと教えていただきたいんですけど、5-29の、説明のときにもありましたけど、図面の9ページ、真ん中に隙間があるんですけども、これは何ですか。大昔の農道か何かで、それが畑地から除かれているということですか。

事務局（伊藤担当課長）

図面で①、②とありますよね、その矢印がある間が、ここも農道なんです。

16番（藤村委員）

この2枚の畑の真ん中ですか。

事務局（伊藤担当課長）

このような形で農道が入っているんですね。ここは水道道になっていまして、ちょうどそれぞれ1筆ずつの畑なので、もともと農道のところですよ。結構、旧相模原市内は農道に接道するような農地というか、農地に接道できるように農道が古くから造られているような地形です。

16番（藤村委員）

資材置場か何かにするというんだけど、そこには物は置けないとか、所有権が民有地ではないということですか。

事務局（伊藤担当課長）

そうです。ここの農道は、奥に畑がありまして、ここに行くための道になっていますから、例えば使わないところであれば払い下げということがあるんですけども、ここについては、この農道に接している農地がその先にありますから、この通行権を確保するためには、ここの部分は払い下げはできない。

16番（藤村委員）

そうすると、土留め策などは、それぞれにしっかりやらなければいけないということですね。

事務局（伊藤担当課長）

土留めについては、それぞれの外側は鋼板とかで土留めをしますけれども、道路部分の両脇については、通行の妨げにならないようにトラロープで、ここは土留めをしない。

16番（藤村委員）

目印をつけるだけということですね。

事務局（伊藤担当課長）

そうですね。石杭がそれぞれ入っていますので、その線に沿った形でトラロープを張って境界を確定させるような措置をします。

16番（藤村委員）

はい了解、よく分かりました。

それからもう1点、これだと資材置場といったって、車は入らないですよ。大体、緑道は車が入れないし。

事務局（伊藤担当課長）

案内図の右下にあるアパートからここの部分までを私道で開発しているんです。入口

については、こちらの道路から、まずここまで当然来ますけれども、ここの部分、こういう形でセットバックする計画になっています。ですので、4 mの道路幅は確保できるようにして、自分の敷地に入るといふ計画をしております。

16番（藤村委員）

分かりました。理解しました。

17番（高橋委員）

5-28の農地区分が第1種農地であるというところに家が建てられる、その辺の理由などについて、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

事務局（伊藤担当課長）

もともとの母屋につきましては、農家分家住宅で建てた農地であります。農家分家住宅については、第1種農地でも建てられるという規定になっております。今回、建て主の子供夫婦と住むという計画で、分家住宅の建て直しという扱いになっておりまして、それによって農地転用ができ、第1種農地であっても分家住宅の転用が可能という取扱いに現在なっているんです。ですので、その規定に基づいて、第1種農地であってもできる。

17番（高橋委員）

1回目に建てたときに、これだけの面積でいいですよという形になったのが、今度、敷地拡張という形になるわけですね。それがそんなに簡単に認められていいものなのか。1回敷地を確保した時点で、それ以上の敷地拡張はいかなものかなと思うんですけれども、その辺のところ、もう少し詳しくお願いいたします。

事務局（伊藤担当課長）

農地法上の規定でいくと、500㎡まで住宅の敷地は可能になっております。ただし、都市計画法上の開発行為に該当する場合は、各市町村で開発できる敷地面積というのは定められています。旧市においては400㎡までになっているので、農地法より100㎡少なくなっている。それに基づいていきますと、既存のところと今回の申請地を合わせて面積的には400㎡未満となっております……。

17番（高橋委員）

そこちょっと、こっちが134㎡だから、あと266㎡でしたよとか、既存が何㎡とか、その辺をお願いしますよ。

事務局（伊藤担当課長）

申し訳ございません、今、資料を確認しますけれども、実際には今申し上げたとおり、面積的には合計面積400㎡未満で開発を進めております。すみませんけど、確認にしばらくお時間をいただきたいと思いますので、後ほど回答させていただきます。

17番（高橋委員）

はい。

16番（藤村委員）

パワーグリッドのあれですけど、例えば案内図の15ページの5-1065を見ますと、ダイヤモンド型の白いところですね、一時転用から除外されているのがダイヤモンド型になって、多分、これはそこに鉄塔が建つと。そこは完全に転用されるという、それで取付け道路があるという。

事務局（松浦所長）

今、藤村委員が言われたとおり、5-1065、案内図の15ページについては、抜いてある四角のところに鉄塔が建つということで、管理道路として取付け道路のところから伸びているということで御理解いただいて結構です。

16番（藤村委員）

そうしますと、例えばその前のページの5-1063は鉄塔が建つ場所が分かったけれども、取り付ける、これ、畑の中を横切らなければいけないのかな。ほかはいいのかな、その辺はいかがなものですか。

齋藤さん、それらしき道、ありましたか。5-1063は、人が通れるような道がありましたか。あそこの抜けているところに鉄塔が建つということで、鉄塔が建ってしまったら、そこは出入りしなければならぬんだけど。また借地で借りるのか。

11番（齋藤委員）

道はこれは特に中側はないです。中はないけど、この場所、前にちょっと申請があった場所なんです、たしか。

12番（菱山委員）

山の中に鉄塔があるのと同じです。

事務局（高野次長）

すみません、事務局からお答えさせていただきます。今、藤村委員がおっしゃられましたように、鍵穴のように四角くなっているところが鉄塔が建つところ、そこから敷地の外につながっているところが管理用の通路ということで、3件ございしますが、いずれも同様の形になっているものと認識しております。今御指摘のあった5-1063につきましては、管理用通路のように外につながっているところの外側が農地ではない土地となっておりますので、恐らくそこから、網かけのところは2年ぐらいたてば農地に戻るわけですが、その際に、そちらの農地を通らない外側から何らか管理用のアクセスをしていくという意味で、このような形になっているものと考えております。

16番（藤村委員）

分かりました。

11番（齋藤委員）

道らしきものはあります、②の崖みたいな場所、フェンスがあるんだけど、13の案内図のところを見ると、②のところからずっと左のほうに。

16番（藤村委員）

③にかけてね。

11番（齋藤委員）

③にかけて、この②の先は崖みたいになっている場所で、ちょうどフェンスがあるところをずっと歩いたりするようなのはずっとあるんですよ。道という道ではないけど、図面上は出ていないけど、歩いたりはできますね。

16番（藤村委員）

はい。

事務局（伊藤担当課長）

先ほどの高橋委員の御質問について確認が取れましたので説明します。既存の住宅の敷地につきましては、面積が165.43㎡、約50坪です。今回の申請地が134㎡、合わせて299㎡、300㎡ちょうどぐらいの面積になります。

以上です。

議長（八木会長）

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

質疑なし

議長（八木会長）

それでは、ないようですので採決をさせていただきます。

議案第87号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程8議案第87号については、原案のとおり決定いたしました。

日程9 議案第88号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程9議案第88号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、17ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第88号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号3-1072から3-1073は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和4年3月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、津久井事務所管内の2件について御説明いたします。18ページを御覧ください。

整理番号3-1072は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は19ページを御覧ください。契約期間は4年9か月、件数は1件、1筆、面積は1,795㎡です。

続きまして、整理番号3-1073は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は20ページを御覧ください。契約期間は2年9か月、件数は1件、2筆、面積は703㎡のうち668㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。それでは、採決をさせていただきます。

議案第88号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程9議案第88号については、原案のとおり決定いたしました。

いて

議長（八木会長）

続いて、日程 10 議案第 89 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、19 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 89 号 相模原市農地利用最適化推進委員の委嘱について。農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項により、別紙のとおり本市農業委員会の農地利用最適化推進委員を委嘱する。令和 4 年 3 月 30 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、20 ページを御覧ください。説明いたします。

こちらの一覧につきましては、農業団体からの推薦 20 名及び公募 2 名の合計 22 名から、3 月 15 日に行われた選考委員会において、審査項目に従い選考した 20 名でございます。選考結果を基に、20 名を農地利用最適化推進委員として委嘱する者として本日の総会で提案するものです。

緑区（橋本・大沢地区）につきましては小山昌悟さん、小俣章洋さん、中央区につきましては木下賢一さん、小川雅透さん、鈴木輝彦さん、南区につきましては戸部陽一郎さん、丸塚正真さん、栗山正明さん、大谷領一さん、城山地区につきましては落合孝二さん、押田一雄さん、津久井地区につきましては高城正人さん、中島俊男さん、加藤正彦さん、長谷川晃さん、相模湖地区につきましては岸義之さん、山口安弘さん、藤野地区につきましては守屋喜市さん、倉田泰明さん、倉田典昭さんとなっております。

以上 20 名の農地利用最適化推進委員の委嘱について御承認をお願いするものでございます。なお、委嘱につきましては、4 月 18 日を予定しております。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 89 号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程10議案第89号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 1 議案第 9 0 号 令和 5 年度農業税制改正要望事項について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 1 議案第 9 0 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、21 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 9 0 号 令和 5 年度農業税制改正要望事項について。神奈川県農業会議からの依頼により、「令和 5 年度農業税制改正要望事項」を別紙のとおり提出する。令和 4 年 3 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、22 ページを御覧ください。

令和 5 年度県農林業施策並びに予算に関する要望のうち、税制改正要望事項につきましては、県への施策要望、予算要望等の提出より先に、3 月末までに県農業会議への提出が求められています。税制改正要望事項につきましては、1 月開催の全員協議会及び 2 月に書面開催を行った第 1 9 回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会及び第 1 2 回農政運営委員会で内容を御確認いただき、協議を経て提案するもので、昨年度要望したものがまだ実現されていないことから、継続して要望するものとし、相続税・贈与税で 2 点、地方税である固定資産税・都市計画税に関する内容で 2 点の計 4 点を要望するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 9 0 号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程 1 1 議案第 9 0 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 2 議案第 9 1 号 事務局職員の任免について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 2 議案第 9 1 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、2 3 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 9 1 号 事務局職員の任免について。令和 4 年 4 月 1 日付けで、次のとおり事務局職員を任免する。事務職員齊藤ますみ、農業委員会事務局長兼次長に補する。事務職員高野弘明、市長事務部局へ出向を命ずる。令和 4 年 3 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会会長。

本議案につきましては、齊藤事務局長の次長の兼務及び高野現次長の出向に関するもので、農業委員会等に関する法律第 2 6 条第 3 項で、職員は農業委員会が任免すると規定されておりますが、相模原市農業委員会事務専決規程第 4 条第 1 項第 1 号で、管理職以外の職員については会長専決となっていることから、管理職職員の任免について提案するものです。なお、事務局職員全体の体制につきましては、後ほど全員協議会で説明いたします。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

1 6 番（藤村委員）

出向とはどのような意味ですか。

事務局（高野次長）

市役所の中に市長の事務部局とそれ以外の別の執行機関というのがあります。農業委員会もそうですが、例えば教育委員会も執行機関としては市長とは別なんですね。そういう執行機関をまたがるような異動の場合に、行政用語なのかもしれませんが、出向という言い方をしていまして、市長事務部局の中で、例えば福祉の部門からまちづくりに行くときには普通に人事異動となるんですけれども、執行機関をまたがって、例えば市長事務部局の職員が教育委員会に行く場合に、このような言葉を使うということになります。

以上でございます。

1 6 番（藤村委員）

普通、出向というと、A 社があつて子会社とかに出向、籍は大会社にあるから、ずっとこっちが人事権の主体を持っている、そういうのを出向というんじゃないですかね。

事務局（高野次長）

実態といいますか、感覚でいうと、いわゆる普通の人事異動と同様でございますので、私については農業委員会の籍はなくなるということになります。

1 6 番（藤村委員）

分かりました。

議長（八木会長）

ほかにございますか。

質疑なし

議長（八木会長）

それでは、ないようですので、採決をさせていただきます。

議案第91号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程12議案第91号については、原案のとおり決定いたしました。

ついて

議長（八木会長）

続きまして、報告案件に移ります。

日程 1 3 報告第 8 2 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、24 ページを御覧ください。報告案件を朗読いたします。

報告第 8 2 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。生産緑地法第 10 条の規定に基づいて買い取り申し出する生産緑地につき、別紙の買い取り申し出事由の生じた者が農業の主たる従事者に該当することを認め、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明書の発行について、相模原市農業委員会事務専決規程第 4 条第 1 項第 2 号の規定により専決処理したので、同条第 2 項の規定により報告する。令和 4 年 3 月 30 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、25 ページを御覧ください。

証明番号 2-15 につきましては、南区磯部に所在の生産緑地 2,056 m²の農業の主たる従事者が令和 3 年 6 月に死亡したことに伴うもの、証明番号 2-16 につきましては、中央区横山台に所在の生産緑地 1,630 m²の農業の主たる従事者が令和 3 年 6 月に死亡したことに伴うもので、当該地の買取り申出をするため、申出者より主たる従事者の証明願の提出があったものです。

このことについて、御家族及び近隣の方から事情を聞き、現地調査したところ、買取り申出事由の生じた者は農業経営に従事してきたことが確認されましたため、地区農業委員の意見を伺い、それぞれ記載のとおりの日付で証明書を発行いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について御発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、以上で日程 1 3 報告第 8 2 号を終わります。

日程 1 4 報告第 8 3 号 農地所有適格法人の報告について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 4 報告第 8 3 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいただきます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、26 ページを御覧ください。朗読します。

報告第 8 3 号 農地所有適格法人の報告について。農地法第 6 条の規定により、別紙のとおり農地所有適格法人報告書が提出されたので報告する。令和 4 年 3 月 30 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、27 ページを御覧ください。

株式会社農業生産法人なな色の郷から報告書の提出があり、農地所有適格法人としての法人形態要件、事業要件、議決権要件、経営責任者に関する要件の全てを満たしております。報告書につきましては、28 ページから 30 ページの内容となっております。

続きまして、31 ページを御覧ください。

株式会社ゆうゆう農場から報告書の提出があり、農地所有適格法人としての法人形態要件、事業要件、議決権要件、経営責任者に関する要件の全てを満たしております。報告書につきましては、32 ページから 34 ページの内容となっております。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について御発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、ないようですので、以上で日程 1 4 報告第 8 3 号を終わります。

利用状況の報告について

議長（八木会長）

続いて、日程15報告第84号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいただきます。

事務局（松浦所長）

それでは、35ページを御覧ください。報告議案を朗読します。

報告第84号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について。農地法第6条の2の規定により、別紙のとおり農地等の利用状況報告書が提出されたので報告する。令和4年3月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、36ページを御覧ください。

株式会社さがみこファームの令和2年12月1日から令和3年11月30日までの1年間に關する報告です。報告に係る土地の所在等につきましては、37ページから38ページを御覧ください。利用権の設定を受けた農地の所在は、緑区青野原の合計10筆、10,131㎡で、作付生産数量はブルーベリーが合計で15.4キログラム、ヒラタケ、ナメコ、シイタケが1キログラムで、ヘーゼルナッツはゼロキログラムでした。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について御発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、ないようですので、以上で日程15報告第84号を終わります。

日程 1 6 報告第 8 5 号 非農地証明書の発行について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 6 報告第 8 5 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、39 ページを御覧ください。報告議案を朗読します。

報告第 8 5 号 非農地証明書の発行について。別紙の土地につき、非農地証明書交付に関する事務処理要領により非農地であることを確認し、証明書の発行について、相模原市農業委員会事務専決規程第 4 条第 1 項第 2 号の規定により専決処理したので、同条第 2 項の規定により報告する。令和 4 年 3 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、40 ページから 41 ページを御覧ください。

今回の非農地証明書の報告は、本庁管内と津久井事務所管内の合計 5 件です。非農地の状況の内訳としましては、駐車場が 3 筆、山林が 3 筆、位置・面積・形状等から農地利用が困難が 1 筆、資材置場が 1 筆、建築物の敷地が 1 筆、合計 5 件、9 筆で面積は 1,765 m²です。いずれも神奈川県が定める農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づき、非農地証明書を発行しました。

以上で報告を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について御発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、以上で日程 1 6 報告第 8 5 号を終わります。

る調査結果の報告について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 7 報告第 8 6 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、4 2 ページを御覧ください。朗読します。

報告第 8 6 号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 6 条第 1 項第 2 号の規定により、別紙農地に係る照会事案について調査結果を専決処理し、横浜地方法務局相模原支局登記官に対し報告したので、同条第 2 項の規定により報告する。令和 4 年 3 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、4 3 ページを御覧ください。横浜地方法務局相模原支局より照会を受けた土地、1 件、1 筆です。

番号 8 は、市街化区域で平成 1 7 年に農地転用届出済みの土地のため、原状回復命令を発する予定はなしとして、3 月 4 日付で回答したものです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について御発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、以上で日程 1 7 報告第 8 6 号を終わります。

日程 1 8 報告第 8 7 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 8 報告第 8 7 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、44 ページを御覧ください。朗読します。

報告第 8 7 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 7 条第 1 号の規定により、別紙相続等による農地の権利取得届出の受理を専決処理したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。令和 4 年 3 月 30 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、45 ページから 47 ページを御覧ください。

今回の届出件数は、本庁分のみで 8 件、45 筆です。現況が農地の筆につきましては、農業委員会によるあっせんの希望はありませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について御発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

ないようですので、以上で日程 1 8 報告第 8 7 号を終わります。

ついて

議長（八木会長）

続いて、日程 19 報告第 88 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、48 ページを御覧ください。朗読します。

報告第 88 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 7 条第 2 号及び第 8 条第 2 号の規定により、別紙農地の転用に係る届出の受理を専決処理したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。令和 4 年 3 月 30 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、49 ページから 50 ページを御覧ください。

第 4 条の届出件数は、本庁分のみで、9 件、11 筆です。

続いて、51 ページから 54 ページを御覧ください。

第 5 条の届出件数は、本庁分及び津久井事務所分を合わせて、28 件、36 筆です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について御発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 19 報告第 88 号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

それでは、農業委員の皆様、3 年間にわたり、農業委員としての活動、大変お疲れさまでした。農業委員会の活動の中で、総会の審議では活発な御意見を賜り、また、農地のあっせん、新規就農者への支援や遊休農地の解消など、様々な取組をしていただきました。この場をお借りしまして感謝申し上げます。ありがとうございました。

ここ 2 年間は、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、総会を Web 会議ということで、皆様には大変お骨折りいただき、ありがとうございました。

地域の農業の活性化につながるよう皆様に頑張ってくださいましたが、今後とも引き続き、地域の農業をより良くするために活動をよろしくお願いいたします。3 年間にわたりまして、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第 37 回総会を終了いたします。